

多賀城市民スポーツクラブ活動会員会則

(名称)

第1条 この会則は「多賀城市民スポーツクラブ活動会員会則」(以下「会則」という。)といたします。

(目的)

第2条 この会則は、特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ(以下「クラブ」という。)定款第6条第2項に基づき、活動会員の入会、退会及び会費等に関する事項を定め、円滑な事業運営及び活動会員の健康の保持増進並びにスポーツ活動の促進を図ることを目的とします。

(活動会員)

第3条 活動会員とは、クラブの活動目的に賛同し、クラブが主催するスクール事業等に参加する方をいいます。
2 活動会員は、随時、クラブの窓口で申し込むことができます。
3 クラブは、広報のため活動中の写真又は映像等を広報誌などに掲載することがありますが、あらかじめご了解いただいたものといたします。
4 医師などから運動を制限されている方は、申し込みをご遠慮願います。

(会費)

第4条 活動会員の会費は次のとおりです。

(1) 年会費

区 分	入 会 の 月	
	4月～9月	10月～3月
未就学児	1,000円	800円
子供(小・中学生)	2,000円	1,300円
大人(高校・大学生含む)	3,000円	2,300円
シニア(60歳以上)	2,300円	1,600円

- ① 年会費は、新規入会及び継続更新の時に所定の手続きを行いクラブに納入します。
- ② 年会費を納入された方は、複数のスクールに参加することができます。
- ③ 年会費は、傷害保険料等の経費や事業の運営費に充てられます。
- ④ 年会費は、理由を問わず原則として返金しません。

(2) 月会費

- ① 月会費は、スクール事業ごと異なります。スクール別開催要項や案内チラシでご確認ください。
- ② 月会費は前納制で、支払い方法は月ごとの口座振替、現金での支払い(半年払・年一括払)となります。
- ③ 口座振替の場合は、「杜の都信用金庫」の指定された口座から、毎月26日に引き落としとなります。
- ④ 既に納入された月会費は、原則として返金しません。また、自己都合により参加できない場合であっても、月会費は納入していただきます。

(休会・退会・住所変更など)

第5条 活動会員は、次の項目に該当する場合は、事前に所定の手続きを行ってください。

(1) 休会

- ① 1カ月以上連続して欠席をする場合は、欠席する月の前月末までに所定の休会届をクラブに提出してください。当該期間の月会費は、納入する必要はありません。
- ② 休会期間途中でクラブ事業に復帰をする場合は、当該月の月会費を納入してください。なお、復帰する場合は、あらかじめクラブへ必ず連絡をしてください。

(2) 退会

- ① 退会しようとする会員(保護者)は、退会する月の前月末までに退会届をクラブに提出してください。
- ② 月会費の未納が3カ月を超える場合は退会したものとし、未納の月会費を速やかに納入しなければなりません。

(3) 住所変更など

- ① 会員の氏名、住所又は電話番号等に変更があったときは、速やかに変更届をクラブに提出してください。(事故などが発生した場合、傷害保険の手続きに支障を来す場合があります。)

(会員証)

第6条 会員証の利用に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会員証は、クラブの事業に参加される都度、受付に提出してください。
- (2) 参加されるスクールや住所などを変更する場合は、会員証を添えて変更届を提出してください。
- (3) 会員証は、本人に限り使用することができます。
- (4) 会員証を破損、紛失した場合は速やかにクラブに連絡してください。実費(100円)で再発行いたします。
- (5) 退会される場合は、クラブに返却してください。

附 則 この会則は平成26年2月1日から施行する。